

公益社団法人 日本コンクリート工学会
マスコンクリートソフト普及委員会規程

令和 4年12月22日 制定

(目的)

第1条 この規程は、マスコンクリートソフト普及委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

2 委員会に、必要に応じて分科会を設けることができる。分科会は、原則として委員会の委員で構成するが、必要に応じて分科会のみに参加する委員（以下「分科会委員」という。）を招聘することができる。分科会委員は、委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事、顧問)

第3条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。また、必要に応じて幹事若干名を置くことができる。

2 委員長は、会長が指名する。

3 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員会に、必要に応じて委員以外の顧問若干名を置くことができる。顧問は、マスコンクリートのひび割れ制御に深い知見を有するものとし、委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は2年とし、2期4年までの重任を妨げない。

2 幹事、委員及び分科会委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

3 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、マスコンクリートの温度応力解析ソフト「JCMAC」シリーズ（以下「ソフト」という。）の普及を目的として、以下の活動を行う。

(1) ユーザーサポート

(2) ユーザー向けセミナーの開催

(3) 既存ソフトのバージョンアップ、小規模機能追加

- (4) 大規模追加機能等による新規ソフトの開発
- (5) その他、ソフトの普及に資する活動

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(国際委員会との協調)

第7条 海外出張及び海外講習会を行う場合には、計画の段階で普及委員会に付議するとともに、国際委員会に諮って承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、普及委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。